

第3章 空家等対策に関する基本的な方針

3-1 空家等対策に関する基本的な方針

空家等の管理が適切に行われていない場合、建物の倒壊や火災の危険、草木の繁茂や動物の営巣など様々な問題が生じる可能性があります。空家等の管理は、空家等の所有者等が自らの責任により対応することが前提となりますが、空家等の中には、所有者等の意識や経済的事情などから適切な管理が行われず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすものもあります。

このため、管理不全による事故等を未然に防止し、市民が安心かつ安全に暮らすことができる生活環境の維持・向上を図るため、空家等の状況に応じて、次の3つを柱とした空家等対策を推進します。

- ①空家等の適切な管理と利活用の促進
- ②管理不全な空家等の防止と解消
- ③空家等対策に関する実施体制の整備